

資料 1

# ドイツの 2017 年 7 月 17 日の旅行法規定の第 3 改正法

高橋 弘

## はじめに

EU パック旅行指令に関するドイツの新パック旅行法は、2017 年 7 月 17 日の旅行規定に関する第 3 改正法として、2017 年 7 月 21 日に発行された連邦官報第 1 部第 48 号 2394 頁 (Bundesgesetzblatt Teil I 2017 Nr. 48 vom 21. 07. 2017 S.2394) に掲載され、2018 年 7 月 1 日から施行された。

## 1 立法の背景

2013 年 7 月 9 日に、EU 委員会は「パック旅行及び構成要素旅行 Bausteinreise に関する欧州議会及び閣僚理事会のための指令提案 (COM (2013)512 final)」を公表した。この指令提案は、特に「ミニマム・ロー条項 (第 8 条) = 最少調和化」の削除と「完全調和化」の導入及び「インターネット取引の規制とりわけ『ダイナミック・パッケージ』における消費者保護」の推進 (旅行仲介人にも倒産防護義務を課すことなど) が特色であった。

これに対して、2013 年 11 月 8 日に、ドイツ連邦参議院は「決議 Beschluss (BR-Drs. 577/13)」において、①「ミニマム・ロー条項 (第 8 条) = 最少調和化」の下にパック旅行における消費者保護を推進してきたドイツからは、「完全調和化」の導入に反対する、②「ダイナミック・パッケージ」を意味する構成要素旅行は「リンクされた旅行手配 *verbundene Reisearrangements*」とすべきである、などと主張した (高橋弘訳、広島法学 37 卷 4 号 (2014.3) 183 頁)。また、ドイツの旅行法学者の中では「ダイナミック・パッケージ」の場合に旅行仲介人にも倒産防護義務を課すことについて、中小零細事業者たる旅行仲介人への配慮も必要だとする議論も起こっていた (高橋弘、「EU 新パック

旅行・構成要素旅行指令提案に対するドイツの議論」広島法学38巻4号（2015.3）1頁以下参照）。

2014年3月12日に欧州議会は、第1読会においてその見解を決定し、その際にパック旅行指令のためのEU委員会提案における132の改正を承認した。しかし、その後、欧州議会の選挙が行われ、2014年5月23日に選出された新たな欧州議会は、同年11月に前任者が再選の対象でなかったため新しい報告者として Birgit Collin-Langen (PRE/DE) を指名した。

2014年12月4日に閣僚理事会（競争力）は、議長が欧州議会との交渉開始の全権を勤める一般的な開催を承認した（Dok.16054/14）。

2015年2月4日、3月22日、4月22日及び5月5日にこの交渉の枠内で4回の非公式なEU委員会、欧州議会、閣僚理事会による3者会談Trilogが行われた。5月5日の3者会談の枠内で、欧州議会と閣僚理事会議長はさまざまな利益を適切に考慮した総合妥協法案に対する仮合意に達した。2015年5月28日の会議で、閣僚理事会（競争力）は、こうした事情を考慮して、公文書8969/15及び8969/15CORI に示されている政策的合意に達した。その後、2015年6月17日の書面で、欧州議会は閣僚理事会に、欧州議会は閣僚理事会の見解を何ら修正することなく第2読会で承認するであろうと通知した。

2015年10月27日に、欧州議会は新EUパック旅行指令の最終法文を可決した（パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen* に関する、EG規則第2006/2004号及び欧州議会及び閣僚理事会指令第2011/83/EU号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令90/314/EWGの廃止に関する欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2015/2302号（新指令条文、指令の考慮理由及び附録については、高橋弘訳、広島法学39巻4号（2016.3）121頁以下、40巻2号（2016.10）197頁以下参照））。表決はEUレベルでの立法手続きの終了である。

この新EUパック旅行指令第2015/2302号のドイツへの国内法化のために、ドイツ連邦司法消費者保護省は、編纂状況 *Bearbeitungsstand* : 2016年05月31日14時10分と記入された、116頁からなる参事官草案 *Referentenentwurf*（年

月 日の旅行法規定の第3改正法草案)を公表した(参事官草案とその立法理由については、高橋弘訳、広島法学40巻2号(2016.10)135頁以下、3号(2017.1)203頁以下参照)。

その後、Heiko Maas 司法大臣から提出されたドイツ旅行規定の第3改正法政府草案(Stand:21.10.2016 16:44 その後、BT-Drs.18/10822にStand:11.01.2017として公表)は、連邦政府によって2016年11月1日に決定され、基本法第76条第2項により、先ず連邦参議院に送付された(政府草案とその立法理由については、高橋弘訳、広島法学40巻4号(2017.3)111頁以下、41巻1号(2017.6)121頁以下参照)。この政府草案は、連邦司法消費者保護省の参事官草案を一部修正しており「一部、旅行業界にとって改善であるが、消費者保護にとっては改悪の内容である」と言われている。

連邦参議院は、2016年12月16日の第952回会議において態度決定した(BR-Drs. 652/16)。連邦政府は、連邦参議院の態度決定とこれに対する連邦政府の反論を附録に添えて、2017年1月11日に、連邦政府草案を連邦議会に送付した(BT-Drs.18/10822、政府草案についての連邦参議院の態度決定とこれに対する連邦政府の反論とは、広島法学第41巻1号(2017.6.)231頁以下に掲載)。

2017年秋に予想された連邦議会選挙を前に、連邦議会は、EUパック旅行指令に関するドイツの新パック旅行法を、2017年7月17日の旅行規定に関する第3改正法として、2017年7月21日に発行された連邦官報第1部第48号2394頁(Bundesgesetzblatt Teil I 2017 Nr. 48 vom 21. 07. 2017 S.2394)に掲載し、2018年7月1日から施行した。

これに伴って、ドイツ旅行業協会(DRV)は、パック旅行の非拘束的な形契約条件として2018年旅行契約約款(ARB-DRV 2018)を作成し、その会員に推奨した(この部分は本誌別稿の資料4参照)。

そして、2019年9月25日、180年近い歴史を持つ英国老舗の旅行会社トーマス・クック・グループが破産し、ただちに営業を停止した。トーマス・クック

クは旅行会社だけでなく航空会社やホテルなども傘下に持ち、世界で抱える雇用は2万人を超える。同社の子会社で独航空のコンドル航空は24日に、ドイツ政府や本社を構えるヘッセン州の政府との間で2億8千万ユーロのつなぎ融資で合意し、破綻を免れた。イギリス政府は、国外に足止めされた15万人のために、チャーター機を世界各地に派遣して旅行客を帰国させ、その費用負担は1億ポンド（約133億円）にのぼった。「2016年のEU離脱国民投票に伴い旅行を控える人が増えた」というのが今回の破綻劇におけるトーマス・クックの言い分だが、インターネットの普及で航空券やホテルを旅行者が手軽に予約できるようになったことが響いて、パックスターの草分けだったが、自慢のビジネスモデルが時代遅れになった感は否めない、という（日経2019.9.27；9.29参照）。

## 2 民法の点での参事官草案と政府草案と議会通過の最終法文との異同

政府草案（以下、政草）は、以下の点で、参事官草案（以下、参草）と異なっている。

### (1) 参草第651u条（個々の旅行給付へのパック旅行法の適用）の規定の削除

新EU指令は「加盟各国は、欧州共同体法との調和において、指令の適用範囲にない領域に本指令を適用する権限を有すべきである。それゆえ、本指令の適用範囲にない契約のために本指令の規定に適合した国内法を維持し又は取り入れることができる」として、例えば休暇用住居の賃貸のように個々の旅行給付に関する独自の契約のために、加盟各国は適合した規定を取り入れることができると、パック旅行規定の適用範囲の拡大を許していた（指令の考慮理由21）。このため、参草は第651u条（個々の旅行給付へのパック旅行法の適用）の規定を置き、明示的にパック旅行規定の準用を予定していた。しかし、政草では、この規定が削られ、最終法文にも存しない。

従来、1985年のドイツ連邦通常裁判所BGHの判決以降、パック旅行として認められてきた「個別給付としての旅行主催者の提供商品からの休暇用住居やホテル部屋のような休暇旅行宿泊」は、（この点については、高橋弘「ドイ

ツにおけるECパック旅行指令の改正問題の一斑(1)」広島法学37巻1号(2013.6)518頁以下参照)、もはやパック旅行契約法の保護の下に置かれず、約款によって変更可能な宿泊契約となった。このため、こうした個別給付の場合には、消費者は前払いのとき等に倒産保護を受けられないだけでなく、事業者はその約款で外国の裁判籍による外国法を選択できることになる。

政草がこの規定を除去した理由は、今のところはっきりしないが、この旅行業界への譲歩を、Gerhard Billen同省次官は、2016年10月13日のドイツ旅行業協会DRVの年次大会において予告したという。これは、倒産保護、強行法たるドイツ旅行契約法及び裁判管轄を伴う旅行契約法の類推適用に関するBGHの確定判決からの30数年後の本質的な後退と言えよう。このため、フューリッヒ教授は、「立法手続きにおいて削られた参事官草案民法第651u条の規定が、再び法律に取り入れられることを希望する」とした。これに対して、シュタウディングー教授は、2015年10月に「休暇用住宅の賃貸契約をパック旅行としてド民第651a条以下の規定を類推適用するBGH判決及び通説は、方法的に間違っている。なぜなら、①第651a条の『給付の全体』とは2つ以上の給付であり、これが『法律』である、②それゆえ、基本法第20条第3項の『裁判官は法律及び法に拘束される』に違反している、③新指令下でこれを採用するのはドイツのみであり、ドイツの独走Alleingangであり、④EU内での競争平等が不平等になる」として、反対していた(Ansgar Staudinger, Editorial RRa 5/2015, 209; vgl. Staudinger/Staudinger BGB 2011 u. 2016, § 651a BGB Rn. 30)。

この結果、従来、パック旅行は1つの旅行給付でもよかったのに、最終法文では、「パック旅行とは、同一の旅行のための少なくとも2つの異なる旅行給付の全体である」(第651a条第2項第1文)と規定された。

(2) 政草では「代金が75ユーロを超えるか否かにかかわらず、日帰り旅行契約」もパック旅行から外された(政草第651a条第5項第2号)が、議会通過の最終法文では「24時間未満の、宿泊を含まない(日帰り旅行Tagesreisen)、かつ、

その旅行代金が500ユーロを超えない旅行」がパック旅行から外された（651a条第5項第2号）。

(3) 参草第6511条（解約）第2項の条文の全面変更

これは、恐らく旅行者側のハイニケ弁護士が解約と解除の法的効果の違いを述べつつ「参事官草案によって新EU指令が正しく国内法化されていない」と指摘したのを受けて、変更されたものと思われる（Vgl. Petra Heinicke, Pauschalreise-Richtlinie - Neuer Wein in guten Chaeuchen ?, ZRP 8/2016, 226, 227 (III. 1. Kuendigung)）。なお、参草第6511条（解約）第2項の条文は、従来のドイツ民法第651e条（瑕疵に基づく解約）第3項の条文を受け継いだものであった。

(4) 参草第651i条（旅行の瑕疵の場合の旅行者の諸権利）第3項の条文が政草では削られ、同条第4項が政草では第3項に繰り上がり、これが最終法文となった。

(5) 第651b条第1項第4文に「旅行者がその旅行希望について質問され、かつ、旅行提供商品について単に助言されるときは、（パック旅行の）予約過程は、まだ開始していない」旨の規定が取り入れられた。これは業界の「『中立的な助言対話 *neutrales Beratungsgespraech*』が旅行給付の仲介の前に置かれるべきだ。顧客がパック旅行を予約するのかりンクされた旅行給付を予約するのかを決定して初めて、旅行代理店の（主催者としてのか仲介人としてのかの）活動の法的分類が行われる」という主張を法文化したもののようである(vgl. BETA gloobi.de News fuer Reiseprofits (14.10.2016) : Reiserecht - Prof. Dr. Ernst Fuehrich Newsletter Nov. 2016 (2016/11/19) S.1-2;)。

(6) 観光旅行的給付 *touristische Leistung* がパック旅行の組み合わせの全体価格において「重要な部分」を形成しているかどうかは、新EUパック旅行指令の考慮理由18にあるように、全体価格の「25%」以上か否かによることが法文中で明示され（政草第651a条第4項第2文）、最終法文となった。

(7) 第651b条第1項第2文第1号で、政草「旅行者が、支払に同意する前に、…」

が、最終法文では「旅行者が、支払義務を負う前に、・・・」に変更された。

(8) 第651c条に、第3項の規定「第651a条第5項第2号の規定は、旅行代金の額とは関係なく適用される。」が追加された。

(9) 第651w条第1項第1文第1号で、政草「・・・旅行者がこれらの給付を別々に選択し、かつ支払うこと、又は」が、最終法文では「旅行者がこれらの給付を別々に選択し、かつ a) 別々に支払うこと、若しくは b) それぞれの給付に関して別々に支払う義務を負うこと、又は」に変更された。

また、第651w条第1項第3文で、政草「その他の点では、第1文には、民法第651a条第4項第1文第1号、第2文及び第5項の規定が準用される。」が、最終法文では「その他の点では、第1文には、民法第651a条第4項第1文第1号、第2文及び第5項第1号及び第3号の規定が準用される。」に変更された。

さらに、第651w条第1項に、第4文の規定「民法第651a条第5項第2号の規定は、旅行代金の額とは関係なく準用される。」が追加された。

(10) 民法施行法関係では、新たに第252款として「担保証書；顧客の金銭防護者の通知義務」が追加され、従来の「中央連絡機関」は第253款となった。このために付録の添付18に「担保証書のひな形」が追加された。また、添付12のひな形は、外国学校滞在（民法第651u条）用に変更された。

なお、ドイツの「旅行規定の第1改正法」、「同第2改正法」の意味及び民法第651s条・第651v条・民法施行法第46c款・第253款中の「欧州経済地域」については、拙稿、広法40巻2号（2016.10）135～136頁参照。

### 2017年7月17日の旅行法規定の第3改正法\*

\*本法は、パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen* に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第2006/2004号及びEU指令第2011/83号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令90/314/EEGの廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の2015年11月25日のEU指令第2015/2302号（ABL L 326 vom 11.12. 2015 S. 1）の国内法化に資するものである。



目次

- 第1条 民法典の改正
- 第2条 民法施行法の改正
- 第3条 差止訴訟法の改正
- 第4条 営業法の改正
- 第5条 代金表示命令の改正
- 第6条 投資法の改正
- 第7条 施行、失効

連邦議会は、以下の法律を決議した。すなわち、

**第1条 民法典の改正**

2017年6月6日の法律（BGBl. I S.1495）第6条の規定により、前回改正された2002年1月2日の公示の法文における民法典（BGBl. I S. 42, 2909 ; 2003 I S. 738）は、以下のように改正される。すなわち、

1. 目次において、第2編第8章第9節第4款の表記は、以下のように表現される。すなわち、

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」

2. 第312条の規定は、以下のように改正される。すなわち、

- a) 第2項第4号の規定は、削られる。
- b) 以下の第7項の規定が、追加される。すなわち、

「(7) 本款の規定から、第651a条及び第651c条の規定によるパック旅行契約には、第312a条第3項乃至第6項、第312i条、第312j条第2項乃至第5項及び第312k条の規定のみが適用される；これらの規定は、旅行者が消費者でないときにも、適用される。旅行者が消費者である場合は、事務所外で締結された第651a条によるパック旅行契約には、契約締結へと至った口頭の交渉が消費者の事前の依頼 *vorhergehende Bestellung* によって行われたときを除き、第312g条第1項の規定も適用される。」

3. 第312g条第2項の規定は、以下のように改正される。すなわち

- a) 第1文第9号において「第2文を留保して」の文言は、削られる。



b) 第2文の規定は、廃止される。

4. 第2編第8章第9節第4款は、以下のように表現される。すなわち、  
「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介  
第651a条～第651y条」(この部分は本誌別稿の資料2参照)

## 第2条 民法施行法の改正

2017年6月11日の法律(BGBl. I S 1607)第5条の規定により、前回改正された、1994年9月21日の公示の法文における民法施行法(BGBl. I S.2494;1997 I S. 1061)は、次のように改正される。すなわち、

1. 第1編第2章第7節の見出しは、次のようになる。  
「第7節 欧州連合の国際私法上の規定の施行及び国内法化に関する特別規定」
2. 第1編第2章第7節第2款の見出しは、次のようになる。  
「第2款 消費者保護における国際私法上の規定の国内法化」
3. 第46b款の規定の後に、以下の第46c款の規定が挿入される。  
「第46c款 パック旅行とリンクされた旅行給付
- (1) パック旅行主催者が、契約締結の時点で営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、
1. パック旅行主催者が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、パック旅行契約を締結し、又は、これらの国家の1つでこのような契約を締結することを申し出ている場合に、又は、
  2. パック旅行主催者が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、第1号の規定の意味におけるその活動を実施している場合に、

この活動領域において契約が生ずるときは、パック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第2006/2004号

及びEU指令第2011/83号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第90/314号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2015/2302号（ABl. L 326 vom 11.12.2015 S.1）の第17条の規定の国内法化に関して、第1号又は第2号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

- (2) リンクされた旅行給付の仲介人が、契約締結の時点で営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、

1. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、リンクされた旅行給付を仲介し又はそこで仲介に関して申し出ている場合に、又は、
2. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、その仲介活動を実施している場合に、

この活動領域において契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第17条の規定に関連して第19条第1項の、及び、第19条第3項の規定の国内法化に関して、第1号又第2号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

- (3) リンクされた旅行給付の仲介人が、第251款第1条の規定により基準となる時点で、営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定の締約国の1つでその仲介活動を実施している場合に、この活動領域において予定された契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第19条第2項及び第3項の規定の国内法化に関して、仲介活動が実施された国が公布した実体法規定が、適用される。

4. 新しい第46c款の規定の後に、以下の第3款の見出しが挿入される。

〔第3款 EG規則第593/2008号の施行〕

5. 従来の第46c款は第46d款となる。
6. 従来の第3款は第4款となる。
7. 従来の第46d款は第46e款となる。
8. 第229款の規定には、以下の第42条が追加される

〔第42条 第3旅行法規定改正法に関する経過規定〕

2018年6月30日までに締結された旅行契約には、2018年6月30日まで適用される法文での本法、民法、民法情報提供義務命令、差止訴訟法、営業法及び代金表示命令の規定が、更に適用される。」

9. 第238款の規定は廃止される。
10. 第246a款第1条第3項第1号及び第2号の規定において、「第1文」の記載が削られる。
11. 以下の第250款乃至第253款の規定が追加される。すなわち、

〔第250款 パック旅行の場合の情報提供義務〕

目次

- 第1条 契約前の情報提供の方式と時点
- 第2条 契約前の情報提供の方式用紙
- 第3条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項
- 第4条 民法第651c条の規定の場合における契約前の情報提供
- 第5条 契約の作成
- 第6条 契約の写し又は確認書
- 第7条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供
- 第8条 他の事業者への通知義務及び民法第651c条の規定の場合における契約締結後の旅行者への情報提供
- 第9条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務
- 第10条 著しい契約変更の場合の情報提供

第1条 契約前の情報提供の方式と時点

- (1) 民法第651d条第1項及び第5項並びに第651v条第1項の規定による旅行者の情報提供は、旅行者がその契約の意思表示をなす前に、なされなければならない。情報は明確に分かりやすくかつ強調された仕方で通知されなければならない。情報は書面で与えられ、読みやすいものでなければ

ならない。

- (2) 契約前の情報の変更は、旅行者に契約締結前に明確に分かりやすくかつ強調された仕方での通知されなければならない。

## 第2条 契約前の情報提供の方式用紙

- (1) 添付第11に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない。
- (2) 民法第651u条の規定による契約の場合には、添付11に含まれているひな形による方式用紙に代えて、添付12に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用されなければならない
- (3) パック旅行契約が電話により締結されなければならないときには、その時々の方式用紙からの情報は、第1項及び第2項の規定とは異なり、電話によっても提供されうる。

## 第3条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項

問題となるパック旅行に情報が重要であるときは、情報提供は以下の情報を含まなければならない

1. 旅行給付の本質的な性質、詳しくは
  - a) 目的地、又は、パック旅行が多くの目的地を含んでいるときは、個々の目的地並びに個々の期間（日付記載及び宿泊数）、
  - b) 旅行ルート、
  - c) 運送手段（特徴及び等級）、
  - d) 出発及び帰着の場所及び日時、正確な時間表示がなおできないときは、出発及び帰着のおおよその時間、さらに、中継地の場所及び継続時間並びに間に合う接続便、
  - e) 宿泊（場所、主たる特徴及び、場合によってはその時々の目的地国の規定による観光旅行上の格付け）、
  - f) 食事、
  - g) 見学、遠足又はその他の旅行代金に含まれている給付、

- h) 脈絡から判明しないときに、団体の一員としての旅行者のために旅行給付の一つが提供されるかどうかの記載、及び、この場合には、可能ならば、おおまかな団体員数の記載、
  - i) 旅行者による民法第651a条第3項第1文第4号の規定の意味における観光旅行的給付の利用が有効な口頭のコミュニケーションにかかっているときに、この給付が提供される言語、及び
  - j) パック旅行が一般に移動に制限のある人々にふさわしいかどうかの記載、及び、旅行者の請求により旅行者の要求を考慮したその適性に関する正確な情報、
2. 旅行主催者の商号又は氏名、彼が居住している土地の住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス；これらの記載事項は、場合によっては旅行仲介人についても与えられるべきである、
  3. 税金を含むパック旅行の総代金、並びに、場合によってはあらゆる追加料金、対価及びその他の費用、又は、これらの費用が契約の締結前に決められていないときは、旅行者が事情によりなお負担しなければならない増加費用の種類の記事、
  4. 前払金として給付されるべき代金の額もしくはパーセンテージ、及び、残代金の支払についての日程表、又は、旅行者による金銭上の担保の提供も含めた、支払の方式、
  5. パック旅行の実施に必要な最少参加人数、及び、民法第651h条第4項第1文第1号の規定による旅行主催者の解除の意思表示が契約上合意された旅行開始前の遅くともいつの時点までに到達しなければならないか、についての記載、
  6. ビザの取得及び衛生警察上の手続に要するおおよその期間を含めた、目的地国のパスポート及びビザの一般的要件、
  7. 旅行者は、パック旅行の開始前に相当な補償金の、又は、場合によっては旅行主催者が請求する包括補償金の、支払いと引き換えにいつ

でも契約を解除できる旨の指摘、

8. 旅行解除費用保険についての、又は、傷害、疾病もしくは死亡の場合の帰路運送を含む援助の費用をカバーする保険についての、指摘。

#### 第4条 民法第651c条の規定の場合における契約前の情報提供

民法第651c条の規定によるパック旅行契約については、第2条第1項の規定と異なり、添付11に含まれているひな形による方式用紙に代えて、添付13に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用されなければならない。第3条の規定による情報提供につき、以下の者は、以下のことに関して義務を負う

1. 旅行主催者として記入された事業者は、彼が提供すべき旅行給付に関してのみ、
2. 民法第651c条第1項第2号の規定によりデータが伝送されるあらゆるその他の事業者は、彼から提供される旅行給付に関して。

#### 第5条 契約の作成

パック旅行契約は、平明な分かりやすい言葉で作成されなければならない、かつ、それが書面で締結されるときは、読みやすくなければならない。

#### 第6条 契約の写し又は確認書

- (1) 契約の写し又は確認書が、契約締結の際に又は契約締結後遅滞なく、持続的記録媒体で、旅行者に提供されなければならない。契約が以下の場合には、旅行者は、書面形式での契約の写し又は確認書の請求権を有する
  1. 契約締結者の同時同席でなされたとき、又は
  2. 事務所の外でなされたとき（民法第312b条）；旅行者が同意するときは、契約の写し又は確認書につき、他の持続的記録媒体も使用できる。
- (2) 契約の写し又は確認書は、明確で分かりやすく完全な契約内容を再現しなけれならず、かつ、第3条に挙げられた情報以外に以下の記載事項が

含まれていなければならない

1. 旅行主催者が同意した旅行者の特典、
2. 以下のことの指摘
  - a) 旅行主催者が、契約に含まれているあらゆる契約給付の取り決め通りの提供につき責任を負うこと、及び
  - b) 旅行者が困難に遭遇しているときに、旅行主催者が、民法第 651q 条の規定により援助をなす義務を負うこと、
3. 顧客の金銭防護者の名前及び顧客の金銭防護者が居住する土地の住所を含むその連絡データ；民法第 651s 条の規定の場合に倒産保護を提供する組織に関連して、及び、場合によっては管轄官庁に関連して、これらの記載事項が与えられなければならない、
4. 旅行者が以下の場合に、急いで旅行主催者と連絡を開始するために、旅行者が相談できる旅行主催者の現地の代理人、連絡機関又はその他のサービス機関の名前、住所、電話番号、E メールアドレス、及び、場合によってはファックス番号
  - a) 民法第 651q 条の規定による援助を必要としているとき、又は
  - b) 発生した旅行の瑕疵を通知しようとするとき、
5. 発生した旅行の瑕疵を旅行主催者に通知すべき旅行者の義務 *Obliegenheit* の指摘、
6. 両親の一方又はその他の権限のある者の同伴なしに旅行する未成年者の場合には、未成年者又はその滞在地で未成年者のために責任を負う者への直接の連絡が確立されうる方法に関する記載事項。契約が未成年者の宿泊を含まないときは、これは適用されない、
7. 以下のことに関する情報
  - a) 既存の国内の苦情処理手続きに関する、
  - b) 消費者紛争解決法第 36 条の規定により選択的な紛争処理手続きへの参加に関する、及び



- c) 消費者法上の紛争のオンライン解決に関する、EG規則第2006/2004号及びEG指令第2009/22号の改正に関する、2013年5月21日の欧州議会及び閣僚理事会のEU規則第524/2013号（ABL L 165 vom 18.6.2013, S.1）の第14条の規定によるオンライン紛争解決プラットフォームに関する、

8. 民法第651c条の規定により他の旅行者に契約を譲渡する旅行者の権利に関する指摘。

#### **第7条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供**

- (1) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、必要な旅行書類、とりわけ必要な予約証明となるもの、引換券、運送証明書及び入場券を引き渡さなければならない。
- (2) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、出発時間及び到着時間並びに運送前のチェックイン、中継地の場所及び期間並びに中継地で連絡の取れる接続便に関して情報を提供しなければならない。これらの情報が、第6条の規定により旅行者に提供された契約の写し又は確認書の中に、又は第8条第2項の規定による旅行者の情報の中に、含まれており、かつ、その間に何らの変更も生じていなかったときは、第1文の規定による特別な通知は、必要ではない。

#### **第8条 他の事業者への通知義務及び民法第651c条の規定の場合における契約締結後の旅行者への情報提供**

- (1) 民法第651c条第1項第2号の規定によりデータが伝送される事業者が、1つの旅行給付に関する契約を旅行者と締結するときは、彼は、旅行主催者と見なされる事業者に、契約締結の事由について情報提供し、かつ、彼から提供される旅行給付に関して旅行主催者としての義務の履行のために必要な情報を提供しなければならない。
- (2) 旅行主催者と見なされる事業者は、第1項の規定により他の事業者から契約締結の事由に関して情報提供されたらすぐに、旅行者に第6条第2

項第1号乃至第8号の規定に挙げられている事項を明確に分かりやすくかつ強調された仕方を持続的記録媒体で提供しなければならない。

### 第9条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務

旅行主催者は、第6条第2項の規定に定められている事項以外に、旅行者に以下の情報を与えなければならない

1. 生徒が宿泊する受け入れ家庭の氏名、住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス、それらの変更を含む、
2. 瑕疵除去も請求されうる受け入れ国における相談相手の氏名と連絡のとれる方法、及び
3. 生徒の瑕疵除去請求及び旅行主催者がとる措置。

### 第10条 著しい契約変更の場合の情報提供

旅行主催者が民法第651g条第1項の規定により契約変更をするつもりであるときは、彼は、旅行者に遅滞なく変更理由を知らせた後、持続的記録媒体で明確に分かりやすくかつ強調された仕方ですべての以下のことについて情報提供しなければならない

1. 提案された契約の変更、その理由、並びに
  - a) 旅行代金の引き上げの場合には、その算定について、
  - b) その他の契約の変更の場合には、民法第651g条第3項第2文の規定による旅行代金へのこの変更の影響について、
2. それ以内の期間中に、旅行者が補償金の支払なしに契約を解除する又は契約変更の申し出を受け入れることができる期間、
3. 旅行者が期間内に意思表示をしないときに、契約の変更に関する申し出が承認されたものと見なされる事由、及び
4. 場合によっては代わりに提供されるパック旅行及びその旅行代金。

### 第251款 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務

#### 第1条 情報提供の形式と時点

その成立がリンクされた旅行給付の仲介の発生を生ずる旅行給付に関する契約について契約の意思表示を旅行者がなす前に、民法第651w条第2項の規定による旅行者の情報提供が行われなければならない。情報は明確に分かりやすくかつ強調された仕方でも通知されなければならない。

## 第2条 旅行者の情報提供のための定式用紙

添付14乃至17に含まれているひな形により、適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない、詳しくは

1. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送を含む運送契約を締結した運送人である場合に、
  - a) 仲介が民法第651w条第1項第1文第1号の規定によって行われるときは、添付14におけるひな形による方式用紙が、
  - b) 仲介が民法第651w条第1項第1文第2号の規定によって行われるときは、添付15におけるひな形による方式用紙が、
2. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送を含む運送契約を締結した運送人ではない場合に、
  - a) 仲介が民法第651w条第1項第1文第1号の規定によって行われるときは、添付16におけるひな形による方式用紙が、
  - b) 仲介が民法第651w条第1項第1文第2号の規定によって行われるときは、添付17におけるひな形による方式用紙が。

第1文第1号並びに第2号bの規定の場合に、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席で、リンクされた旅行給付の仲介が行われるときは、リンクされた旅行給付の仲介人は、第1文の規定とは異なり、当該方式用紙に含まれている情報を仲介状況に適合した方法で提供しなければならない。リンクされた旅行給付の仲介が、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席でもなく、オンラインでもなく、行われるときは、同様のことが当てはまる。」

### 第252款 担保証書；顧客の金銭防護者の通知義務

- (1) 第651r条第4項第1文の規定による担保証書は、民法第651w条第3項第4文との校合においても、添付18に含まれているひな形により作成され、かつ、内容形式に適切に記入されて旅行者に引き渡されなければならない。紙及び活字の大きさにおいて、ひな形と異なることは許される。担保証書には、顧客の金銭防護者又はその代理人の商号又は登録番号が印刷されてもよい。文書が、担保証書と並んでその他の記載事項又は文言を含んでいるときは、担保証書はこれから際立たされなければならない。
- (2) パック旅行の場合に、担保証書は、契約の確認書又は写しに閉じ付けられ、又はその裏面に印刷されることができる。担保証書は、契約の確認書又は写しと電子的にも接続されうる。民法第651c条によるパック旅行の場合に、第250款第8条第1項の規定により旅行主催者と見なされる事業者が他の契約締結の事実を情報提供されたときはすぐに、担保証書が引き渡されなければならない。
- (3) リンクされた旅行給付の仲介の場合に、民法第651w条第5項の規定によるリンクされた旅行給付の仲介人が他の契約締結の事実を情報提供されたときはすぐに、担保証書が引き渡されなければならない。
- (4) 旅行仲介人が担保証書を旅行者に引き渡すときは、旅行仲介人は旅行者に対して、担保証書の有効性を検査する義務を負う。
- (5) 顧客の金銭防護者（民法第651r条第3項）は、顧客の金銭防護契約の終了を管轄官庁に遅滞なく通知する義務を負う。

### 第253款 中央連絡機関

#### 第1条 中央連絡機関；倒産担保に関する諸情報

- (1) EU指令第2015/2302号第18条第2項乃至第4項の規定による中央連絡機関の任務を、連邦司法官庁 Bundesamt fuer Justiz が、引き受ける。
- (2) 連邦司法官庁は、他のEU加盟諸国又はEU加盟国以外の欧州経済地域協

定締約国の中央連絡機関に、倒産担保に関する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の義務についての法律上の要求（民法第651r条乃至第651t条、第651w条第3項）に関するあらゆる必要な情報を提供する。

## 第2条 発送要請

連邦司法官庁は、他のEU加盟国の1つに又は他の欧州経済地域協定締約国の1つに住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務（民法第651s条、第651w条第3項）を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する管轄官庁の情報要請を、居住国の中央連絡機関に転送する。

## 第3条 詳細要請

- (1) 連邦司法官庁は、国内に住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務（民法第651r条、第651w条第3項）を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する他のEU加盟諸国の又はEU加盟国以外の欧州経済地域協定締約国の中央連絡機関の情報要請を、遅滞なく管轄官庁に転送する。
- (2) 管轄官庁は、遅滞なく明確化に必要な措置を取り、かつ、連邦司法官庁に報告する。連邦司法官庁は、管轄官庁の報告を遅滞なく他の国の中央連絡機関に転送する。
- (3) 要請が到着後15就業日以内に最終的になお回答されえないときは、連邦司法官庁は、他の国の中央連絡機関にこの期間内に最初の回答を与える。」

12. 本法の附録Anhangの添付Anlage11乃至18が添えられる（この部分は、本稿別稿の資料3参照）

## 第3条 差止訴訟法の改正

2017年6月23日の法律（BGBl. I S.1693）第24条第5項の規定により、前回

改正された、2002年8月27日の公示の法文における差止訴訟法(BGBI. I S.3422, 4346)の第2条第2項第1文第1号gの規定において、「旅行契約」という文言は「パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」という文言に置き換えられる。

#### 第4条 営業法の改正

2017年6月23日の法律(BGBI. I S.1822)第16条の規定により、前回改正された、1999年2月22日の公示の法文における営業法(BGBI. I S.202)は、以下のように改正される

1. 見出しにおいて、第147b条の規定は以下のようになる

「第147b条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領」

2. 第147b条の規定は、以下のように法文化される

「第147b条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領

- (1) 以下の民法規定に反して支払を請求し又は受領する者は、秩序違反である

1. 第651t条第1号の規定に反して、第651u条第1項第1文又は第651w条第3項第4文との校合においても同じ、又は

2. 第651t条第2号の規定に反して、第651u条第1項第1文、第651v条第2項第1文、第651w条第3項第4文との校合においても同じ。

- (2) 秩序違反は、第1項第1号の事例においては3万ユーロ以下の過料で、第1項第2号の事例においては5千ユーロ以下の過料で、罰せられる。」

#### 第5条 代金表示命令の改正

2016年3月11日の法律(BGBI. I S.96)の第11条の規定により、前回改正された、2002年10月18日の公示の法文における代金表示命令は、以下のように改正される

1. 第1条の規定は、以下のように改正される

- a) 第5項の規定は、以下のように改正される
    - aa) 第1号の規定において、最後のコンマの後に「又は」という文言が追加される。
    - bb) 第2号の規定において、「werden」の文言の後にコンマが、及び、「又は」という文言はピリオドによって取り換えられる。
    - cc) 第3号の規定は廃止される。
  - b) 第5項の規定の後に、以下のような第6号の規定が追加される  
「(6) 旅行主催者の広告、ウェブサイト又はパンフレットで表示された旅行代金は、第1項第1文の規定とは異なり、民法第651d条第3項第1文及び民法施行法第250款第1条第2項の規定により変更されうる。」
  - c) 従来の第6項の規定は、第7項となる。
2. 第10条の規定は、以下のように改正される
- a) 第1項の規定は、以下のように改正される
    - aa) 第3号の規定において、「第1号」という表示の後にコンマが、及び「第3文との校合においても」という文言が、削られる。
    - bb) 第5号の規定において、「6第2文」という表示は「7第2文」という表示によって取り換えられる。
    - cc) 第6号の規定において、「第1条第6項第3文」という表示は「第1条第7項第3文」という文言によって取り換えられる。
  - b) 第3項の規定において、「第2文」という表示の後にコンマが、及び「そのつど第3文との校合においても」という文言が削られる。

## 第6条 投資法の改正

2017年6月23日の法律（BGBl. I S.1822）第19条の規定により前回改正された、2013年7月4日の投資法 Kapitalanlagegesetzbuch BGBl. I S.1981）第305条第1項第2文の規定において、「第1文」の記載は削られる。



### 第 7 条 施行、失効

本法は、2018年7月1日に施行する。同時に、最終的に2011年1月17日の法律（BGBl. I S.34）第3条の規定により前回改正された、2002年8月5日の公示の法文における民法情報提供義務命令（BGBl. I S.3002）は、失効する。